

## 原保育園運営規程

### (施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。
- 2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して運営するものとする。

### (事業所の名称等)

- 第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 学校法人宝徳寺学園原保育園  
(2) 所在地 広島県呉市阿賀北3丁目1-8

### (提供する保育の内容)

- 第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、子どもの心身の状況に応じて、教育・保育その他便宜の提供を行うものとする。
- 2 当園は、前項の提供に加え以下に掲げる事業を実施する。
- (1) 延長保育事業保育事業

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

### (保育の提供を行う日並びに行わない日)

- 第5条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育の提供を行う時間)

第6条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 7 時 00 分から 18 時 00 分までとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（最大 11 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 7 時 00 分から 18 時 00 分までとする。

なお、18 時 01 分から 19 時 00 分までの範囲内で、延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（最大 8 時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 8 時 30 分から 16 時 30 分までとする。

なお、7 時 00 分から 8 時 30 分まで、16 時 30 分から 19 時 00 分の範囲内で、延長保育を行う。

(利用料その他の費用等)

第7条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

(利用定員) ※令和 6 年 4 月 1 日現在

第8条 利用定員は、次のとおりとする。 (人)

区分	2 号	3 号		計
	3・4・5 歳	2 歳	2 歳未満	
定員	36	12	12	60

(利用の開始及び終了に関する事項等)

- 第 9 条 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わず、これに応じるものとする。
- 2 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども及び第 19 条第 1 項第 3 号の子どもについては、同法第 42 条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。
- 3 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の保育の選択に必要となる重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 支給認定を受けた子どもが、子ども・子育て支援法第 19 条の支給要件に該当しなくなったときは保育の提供を終了するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 当園は保育の提供を行っているときに、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第 11 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 13 条 当園は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らさないよう努めるものとする。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）※令和 6 年 4 月 1 日現在

職種	配置人数	職務内容
園長	1 名	職員及び業務の管理、職員の指導監督等
主任保育士	1 名	保育士の統括、地域子育て支援等
保育士	14 名	保育の提供、保護者への連絡等
調理員	3 名	献立作成、給食の提供、食育の推進等
事務員	1 名	事務等

別表 2（第 7 条第 2 項関係）

種 別	対 象	金 額
給食費	主食	幼児 20 円／日
	副食	幼児 180 円／日
購読絵本代	幼児	440 円／月
保険料 (スポーツ振興センター)	全園児	240 円／年
延長保育利用料	利用者	100 円／30 分
用品 (帽子・体操ズボンなど)	購入者	用品による